

## 第28回全国高等学校少林寺拳法選抜大会 規定科目について

第28回全国高等学校少林寺拳法選抜大会における規定科目については、下記のとおりとします。

### 記

1 規定組演武、規定単独演武については、次の技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり演武を行う。

(1) 【規定組演武の部】

- |             |      |
|-------------|------|
| ① 流水蹴（後）    | [6級] |
| ② 十字抜（片手）   | [3級] |
| ③ 天地拳第一系 相対 | [5級] |
| ④ 外 押 受 突   | [3級] |
| ⑤ 逆小手～前指固   | [5級] |
| ⑥ 十 字 受 蹴   | [3級] |

(2) 【規定単独演武の部】

- |              |      |
|--------------|------|
| ① 天地拳第一系     | [6級] |
| ② 流水蹴（後）     | [6級] |
| ③ 義和拳第二系     | [3級] |
| ④ 十 字 受 蹴    | [3級] |
| ⑤ 逆小手～裏返投～裏固 | [3級] |
| ⑥ 天地拳第四系     | [3級] |

2 団体演武については、1・6構成は単独演武とし、2～5構成は組演武にて構成する。

なお、1・6構成については、下記の単独演武基本法形より、資格に応じてそれぞれ1技選択し、一方向のみ行う。

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系・第二系、龍王拳第一系・第三系、龍の形（逆小手）、紅卍拳、白蓮拳第一系
--

3 注意事項

(1) 上記の各種目においては、規定通り実施されなかった場合は失格とする。

(2) 規定単独演武、団体演武の1・6構成における単独演武基本法形については、開始時の構えから残心時の構えまでを定められた通り行う。定められた内容が行われていない場合は、その内容に応じ、「全国高等学校少林寺拳法選抜大会規則」及び「少林寺拳法競技規則」に則って、減点とする。ただし、攻防後に全転換、半転換を伴う「天地拳第三系～第六系、義和拳第一系・第二系、紅卍拳、白蓮拳第一系」については、全転換、半転換部分を他の体捌き、足捌き、運歩に置き換えることを可とし、その後の構えは不問とする。

(3) 級拳士の技の使用については、以下の許容範囲を設ける。

- ①演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
- ②演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。

以 上